

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和2年4月1日現在）

ア 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事補及び技師補 2 主事、技師、保育士、教諭、保健師及び栄養士 3 消防士	83	12.9%	主事	26	231	36.0%	主事級
				技師	4			
				保育士	17			
				保健師	4			
				消防士	24			
				主事補	5			
				技師補	2			
				専門員	1			
				計	83			
2級	1 高度の知識又は技術を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、教諭、保健師及び栄養士 2 消防副士長及び消防士長	148	23.1%	主事	82	231	36.0%	主事級
				技師	13			
				保育士	28			
				保健師	5			
				栄養士	3			
				消防士長	9			
				消防副士長	7			
				消防士	1			
				計	148			
3級	1 主査 2 特に困難な業務を行う消防士長及び消防司令補	134	20.9%	主査	107	134	20.9%	主査級
				主任保育士 担当官	26 1			
				計	134			
4級	1 主幹 2 特に困難な業務を行う消防司令補及び消防司令	85	13.2%	係長	47	85	13.2%	係長級
				主幹	27			
				所長	2			
				園長	6			
				園長補佐	3			
				計	85			
5級	1 副参事 2 困難な業務を行う消防司令及び消防司令長	96	15.0%	課長補佐	51	96	15.0%	課長補佐級
				次長補佐	1			
				副参事	13			
				室長	1			
				室長補佐	3			
				所長	1			
				所長補佐	3			
				園長	8			
				副館長	2			
				署長補佐	2			
				分署長補佐	7			
				指導主事	4			
				計	96			
6級	1 参事 2 困難な業務を行う消防司令長	77	12.0%	課長	38	77	12.0%	課長級
				次長	2			
				室長	3			
				参事	20			
				会計管理者	1			
				所長	3			
				場長	1			
				館長	2			
				副館長	1			
				署長	1			
				分署長	4			
				技師長	1			
				計	77			
7級	1 副理事 2 特に困難な業務を行う消防司令長	5	0.8%	次長	4	5	0.8%	次長級
				副理事	1			
				計	5			
8級	1 理事 2 消防監	14	2.2%	部長	9	14	2.2%	部長級
				局長	3			
				支所長	1			
				消防長	1			
				計	14			
合計		642	100%					

※ 再任用職員、企業職員含む

イ 医療職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医員	0	0	医員	0	2	5.7%	係長級
				計	0			
2級	1 医長 2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医員	2	5.7%	医員	2	16	45.7%	課長級
				計	2			
3級	1 診療部長、診療副部長及び部長 2 困難な業務を行う医長	0	0.0%	医長	0	17	48.6%	部長級
				医員	0			
				計	0			
		16	45.7%	医長	16			
				計	16			
		17	48.6%	診療部長	2	17	48.6%	部長級
				診療副部長	2			
				医療技術部長	1			
				部長	12			
				計	17			
合計		35	100%					

※ 企業職員含む

ウ 医療職給料表(2)

等級	標準的職務内容	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 栄養士・管理栄養士 2 技師 { 診療放射線技師/診療エックス線技師/臨床検査技師/衛生検査技師/臨床工学技士/理学療法士/作業療法士/視能訓練士/言語聴覚士/あん摩マッサージ指圧師/はり師/きゅう師/柔道整復師	6	6%	技師	6	37	37.8%	主事級
				計	6			
2級	1 薬剤師 2 高度の技術又は経験を必要とし、困難な業務を行う栄養士、管理栄養士、技師	31	49%	薬剤師	2	42	42.9%	主査級
				管理栄養士	5			
				技師	24			
				計	31			
3級	1 困難な業務を行う薬剤師 2 特に高度の技術又は経験を必要とし、困難な業務を行う栄養士、管理栄養士、技師	27	28%	薬剤師	3	14	14.3%	係長級
				技師	24			
				計	27			
4級	主任	15	15%	主任	15	14	14.3%	係長級
				計	15			
5級	1 技師長 2 総括主任	14	14%	総括主任	14	5	5.1%	課長級
				計	14			
6級	1 薬局長 2 高度の技術又は経験を必要とし、困難な業務を行う技師長、総括主任	5	5%	薬局長	1	0	0.0%	部長級
				技師長	3			
				総括主任	1			
				計	5			
7級	担当の経験を有する薬局長	0	0%		0	0	0.0%	部長級
				計	0			
合計		98	100%					

※ 再任用職員、企業職員含む

エ 医療職給料表(3)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師	3	1%	看護師 准看護師 計	1 2 3	137	45.2%	主事級
2級	1 保健師、助産師、看護師 2 相当の経験に基づき、困難な業務を行う准看護師 3 専任教員	134	44%	保健師 助産師 看護師 専任教員 計	2 5 124 3 134			
3級	1 主任 2 相当の経験に基づき、困難な業務を行う保健師、助産師、看護師、専任教員 3 特に高度の経験に基づき、困難な業務を行う准看護師	80	26%	主任 看護師 計	76 4 80	80	26.4%	主査級
4級	1 看護副師長 2 相当の経験に基づき、困難な業務を行う主任	63	20%	看護副師長 主任 専任教員 計	25 33 5 63	63	20.8%	係長級
5級	1 看護副部長 2 看護師長 3 教務課長 4 相当の経験に基づき、困難な業務を行う看護副師長	21	7%	看護師長 教務課長 参事 計	19 1 1 21	21	6.9%	課長級
6級	看護部長	2	1%	総看護部長 副学校長 計	1 1 2	2	0.7%	部長級
合計		303	100%					

※ 再任用職員、企業職員含む

オ 技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 技能士補 2 業務員、校務員、調理師、応接員 3 看護補助員	2	5%	専門員 計	2 2	13	30.2%	主事級
2級	1 技能士 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、校務員、調理師、応接員 3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う看護補助員 4 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う介護福祉士	11	26%	看護補助員 業務員 調理師 介護福祉士 計	1 1 7 2 11			
3級	1 技能主任 2 業務員主任、校務員主任、調理師主任、応接員主任 3 看護補助主任 4 介護福祉士主任 5 特に高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う看護補助員 6 特に高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う介護福祉士	26	60%	技能主任 校務員主任 調理師主任 看護補助主任 看護補助員 介護福祉士主任 介護福祉士 計	3 1 9 1 1 3 8 26	26	60.5%	主査級
4級	1 技能主幹	4	9%	技能主幹 計	4 4	4	9.3%	主幹級
5級	1 極めて高度な技能又は経験を必要とし、責任度が特に重い技能主幹	0	0%	計	0	0	0.0%	課長級
合計		43	100%					

※ 再任用職員、企業職員含む

カ 特定任期付職員給料表

号級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号	高度の専門的な知識及び経験を有する者がその知識及び経験を活用して業務に従事する場合	1	100%	主幹	1	1	100%	係長級
				計	1			
2号	高度の専門的な知識及び経験を有する者がその知識及び経験を活用して困難な業務に従事する場合	0	0%		0	0	0%	
				計	0			
3号	高度の専門的な知識及び経験を有する者がその知識及び経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0%		0	0	0%	
				計	0			
4号	特に高度の専門的な知識及び経験を有する者がその知識及び経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0%		0	0	0%	
				計	0			
5号	特に高度の専門的な知識及び経験を有する者がその知識及び経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0%		0	0	0%	
				計	0			
6号	極めて高度の専門的な知識及び経験又は優れた識見を有する者がその知識及び経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0%		0	0	0%	部長級
				計	0			
7号	極めて高度の専門的な知識及び経験又は優れた識見を有する者がその知識及び経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0%		0	0	0%	
				計	0			
合計		1	100%					